

第1回 輸入麦の政府売渡ルール検討会議事概要

日時：平成20年11月26日(水) 16時30分～

場所：農林水産省 総合食料局会議室(入札室A・B)

開 会

(梶島食糧貿易課長) 予定の時間がまいりましたので、ただ今から「第1回 輸入麦の政府売渡ルール検討会」を開会させていただきます。

委員の皆様には、お忙しところお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

私は、総合食料局食糧部食糧貿易課長の梶島でございます。座長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくおねがいします。

それでは、まず、開会に際しまして、町田総合食料局長よりご挨拶を申し上げます。

(町田総合食料局長) 町田でございます。皆様におかれましては、大変お忙しい中、この検討会の委員をお引き受けいただきまして、また、今日は大変多くの方にお集まりいただきまして、御礼申し上げるしだいでございます。

本検討会でございますが、10月30日に決定をされました、新たな経済対策でございます「生活対策」におきまして、「輸入小麦の売渡価格の改定ルール等については、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにする方向で早急に見直しを行うこと」とされたところでございます。それを踏まえまして、今後の輸入小麦の売渡価格の改定ルール等を検討いたすためにお集まりいただいたものでございます。

輸入小麦をめぐる状況でございますが、ご覧のとおり、穀物の国際全般でございますが、途上国におけます経済発展で食料需要が増大しひっ迫、地球規模の気候変動によりまして不作の発生が発生するなど、構造的な要因によりまして、一昨年の秋ぐらいから、急激に上昇いたしまして、本年に入りまして、史上最高値を更新するといった状況でございます。

また、こういった相場の高騰に伴いまして、輸入麦の政府売渡価格も4回ほど改定をさせていただきましたが、引上げとなってきたところでございます。

また、我が国は年間で約500万トンの小麦を輸入しておりますが、その輸入先はアメリカ、カナダ、オーストラリアの3カ国となっておりますところでございます。このうちオーストラリアでは、これまではオーストラリア小麦ボード(AWB)が一元的に輸出を行ってきたところでございますが、今年7月からは複数の輸出業者に輸出資格が与えられるようになりまして、輸出国における輸出制度の変更も出てきているわけでございます。

最近の国際相場は、小麦の豊作だという予測もございますし、世界的な不況で一

時期入っていましたが投機資金も減少だということで、一時のような高騰はないわけですが、それでもやはり世界的な先ほど言ったような構造的な要因は大きくは変わっていないとされているところでございます。

本検討会のテーマでございますが、この売渡ルールでございますが、消費者の皆様に対する影響も踏まえまして、国際相場の変動の影響を緩和して、売渡価格が急激に上がったたり下がったりしないようにということで、過去8ヶ月間の買付価格の平均値をベースに、年2回、改定をさせていただくルールとなっているところでございます。

このルールによりまして、これまで、国際相場の大幅な上昇もあったわけですが、国内の価格に及ぼす影響を緩やかにしてきたところでございますが、一方で、国際相場が下がってきたときは、それを即座に反映させるということになりますと、国の財政負担も増大することになりますし、結果的に納税者の負担を増加させることにもなりかねないと思っております。

この問題につきましては、単に価格の上昇とか下落という観点だけでなく、ルールの問題として、国際需給の状況や輸入麦の安定供給の確保も見据えた上で検討していく必要があると考えております。

皆様におかれましては、そういった様々な視点から、それぞれ専門のお立場で御意見を伺いたいと思っております。また、次回以降は、関係業者の皆さんからのヒアリングも予定しております。忌憚のない御議論を賜りますよう、お願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(梶島食糧貿易課長) それでは、本日が第1回でございますので、委員の紹介をさせていただきます。資料の中に委員名簿を配付させていただいております。名簿の順に従いまして、御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、消費科学連合会会長の大木 美智子様でいらっしゃいます。

経済評論家の加倉井 弘様でございます。

丸紅経済研究所所長の柴田 明夫様でございます。

それから東京大学大学院農学生命科学研究科教授の林 良博様でございます。

なお、本日、ご欠席でございますが、青山学院大学経営学部教授の三村 優美子様にも委員になっていただいておりますのでご紹介させていただきます。

では、委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、検討会の運営方法についてでございます。会議は公開を原則といたしたいと考えております。傍聴者の方々も会場のスペースが許す限り、広く受け付けていきたいと考えております。

また、座長が特段の支障があると認めるときは、非公開とすることができることにしたいと考えております。

なお、これから委員の皆様からいろいろ御意見をいただくわけですが、議事録として取りまとめの上、これを資料とともに会議終了後に公開をさせていただ

だくということにさせていただきたいと思っております。このような取り進め方につきまして、御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、以上のような会議の取り進め方とさせていただきたいと思えます。

それでは次に座長の選任に移らせていただきたいと思いますと考えておりますが、座長につきましては、事前に各委員にお諮りをいたしまして、林委員にお願いするということであらかじめ御了解をいただいておりますので、そのような形でさせていただいてよろしゅうございましょうか。

[各委員了承]

それでは、本検討会の座長を林委員にお願いしたいと思えます。それでは林座長、一言御挨拶をお願いいたします。

(林座長) 先ほど、町田局長からお話しがありましたとおり、この検討会というのは、輸入小麦の今後の売渡ルールを検討するということでございますので、委員の皆様のお力を借りながら、迅速にこれについて座長として対応したいと思えます。

この後、事務局から詳しく御説明あるかと思えますけれども、現在の売渡価格というものは、昨年4月から相場連動制というものになっております。もちろんこれはですね、大変に、このシステムを考えた方々、ルールを考えた委員の方々、ご苦労されて最善のものを練られたわけでございますけれども、町田局長の御挨拶にもありましたとおり、昨年から今年の秋にかけて上がったたり下がったり急激な、予想も出来ないような事が起きておりますので、より国際相場を反映した売渡ルールをここで速やかに検討していきたいと思えます。

どうぞ委員の皆様の御協力を頂いて進めてまいりたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

(梶島食糧貿易課長) ありがとうございます。それでは、カメラの方はここで退出していただきたいと思います。以後の議事進行につきましては林座長、どうぞよろしくをお願いいたします。

議 事

(林座長) それでは、議事次第に従って、議事を進めてまいりたいと思えます。

本日は、事務局から、麦の国際需給をめぐる事情と輸入麦の売渡制度について、説明していただき、これに対して委員の皆様から質疑、また、今後どのような検討を行っていくかについての要望を皆様から出していただきたいと思います。これは意見交換ということですので、どうぞ、よろしく申し上げます。

それでは、先ほど申上げましたように、最初に、事務局から説明をいただきます。

資料「麦の国際需給をめぐる事情と輸入麦の売渡制度について」

(梶島食糧貿易課長より説明)

(林座長) ありがとうございます。それでは、先ず最初に質問等がありましたら、どなたからでもお願いします。

(柴田委員) 一つは、S B S方式の本船輸入分について、デュラム小麦とプライム・ハードを対象銘柄とした理由はなにか教えていただきたい。

(梶島食糧貿易課長) それにつきましては、資料の11頁を御覧ください。「対象銘柄」の※印欄にございますとおり、デュラム小麦についてはパスタ、プライム・ハードは中華めん用にと、用途が概ね限定されておりまして、他の銘柄との代替関係が比較的低いこと、また、どちらかと言うと、5銘柄に比べて量がそれほど多くはありませんので、全量をS B S方式に移行しやすいということで、先ず最初の段階として、デュラム小麦とプライム・ハードをS B S方式の対象銘柄にしたところです。

(柴田委員) S B S方式の場合には、保管料が掛からない分、通常の一般輸入される麦よりも値段が安くなるのでしょうか。

(梶島食糧貿易課長) 安くなるかということではなくて、予定価格の中身になるので、詳しくは申し上げられませんが、売渡予定価格は、買付価格にマークアップを上乗せして算定します。そのマークアップの設定にあたって、S B S方式は保管経費が掛からない分、一般輸入よりもマークアップが低くなることになります。

S B S方式の場合には、輸入業者と需要者が予め結びついて需要者の希望する港に輸入をして、政府の買入・売渡を同時に行いますので、一般輸入されたもののようになり、一定期間保管をしてから売り渡すものと比べて、保管経費は掛からないことになります。

(加倉井委員) 一言、よろしいでしょうか。

(林座長) どうぞ。

(加倉井委員) 私は、前の制度検討会の際の責任者をしていたのですが、なぜ、S B Sを導入したのかというと、経済は生き物で、価格も動く、世界的な需給もひっ迫する等の変化があります。そのように常に動いている世界の中で、こちらがハードな形で対応をすると、いつでも動きとズレている、必ずズレているという状況になります。常に世界は動いている、変わっている中で、日本が、業者や生産者も含め

て、自由に柔軟かく対応できるようにする、そういう訓練が必要ではないかと考えてSBSを入れることになったものです。もちろん最初は少し、しかし、全体としては自然に大きくなっていくようなことが、市場の動きに対して硬直的な対応でない生産者をつくり、システムを作るという考えがあったのです。

私の検討会はそのまで報告して終わりになったのですが、現在の場合、対象銘柄を絞って、どちらかといえば封じ込める、コンテナであればいいが、本船輸入はダメなどと、少なくしようという気持ちを感じられます。現在の仕組みは適切なものかどうか、これは将来的にプラスではないと思います。単に当面の価格をどうするかということではなく、全体として日本の麦の売渡制度というものを少しずつ検討していって見てはどうか。例えば、次のWTOが来て、国家貿易などの現在の日本の仕組みが、市場原理を重視する世界のルールとして認められるのかどうか。その場合、衝撃的なシステム改定をしなければならないことも考えられるので、それに対する訓練をしていかなければならないのではないかと思うところです。

売渡価格の改定回数をどうするのかといった検討も、回数が増えることは、より世界の動きと合わせる方向であるので良いと思うが、必ずズレはでてくるので、目下の生活対策もいいのだけど、全体として、もっと長期的にみて、日本の国をどうするか、麦生産をどうするのかということをもうちよつと柔軟なシステムを考えてもいいのではないかと考えます。

(大木委員) 御説明を伺いまして、世界の穀物の価格の状況や、世界の穀物輸出国がどのような状況になっているか消費者も認識してきておりますが、一般の消費者は、麦のことがよく分からないし、先ず、なぜ、麦は国家貿易なのかが分からない。私もそういうことを聞かれても説明できませんし、こういう検討会の機会にきちんと説明していただきたいというのが一つ。

それと資料で、輸入小麦の売渡価格がグラフで詳しく説明されているのですが、その時に国内産麦の価格も一緒に載せていただけると、それぞれの価格を比較しようと思った時に分かりやすいのではと思いますが、それが載ってなくて少し分かりにくいので、そこを教えていただきたいということ。

それから、これは感想ですけど、家庭の緊急の生活対策だということになっていきますが、生活対策の中に農家の方、生産者が入っていないのではと思います。生産者もまた生活者ですし、忘れてはならないと今の説明を聞いて思いました。

ということで、先ず、国家貿易について、もう少し教えていただきたいです。

(梶島食糧貿易課長) 加倉井委員、大木委員より御発言をいただきまして、先ず、相場連動制に移行した趣旨というのは、国際相場に柔軟に対応していこうとするものでありまして、19年4月から制度を導入して関係業界も、価格は相場に連動して動くものだと認識しはじめているところです。その移行期間として、年2回の価格改定としているところです。これをより一層、相場を反映したものとするにはどの程

度まで範囲を広げていったらいいのかということは、まさにこの検討会で御議論していただきたいところでもあります。

大木委員からは、国内の生産者、国内産のものも忘れてはいけないという意見をいただきましたが、そのような意見も踏まえまして、今後、この検討会で関係者からのヒアリングを行うにあたりまして、生産者の方々もメンバーに加えても良いのかなと思っております。

加倉井委員には、現在の仕組みをつくるまでの、基本的な枠組みについて、検討会の座長を務めていただき、それを踏まえて、一定期間の調整も経て、現在のルールとなっておりますが、これが適切であるかどうか、関係業者からのヒアリングにおいて、そういった視点からも聞いていただけたらと思います。

そして、大木委員から御意見をいただきました、国産麦の価格については次回以降、資料を整理して説明をさせていただきたいと思います。また、国家貿易については、麦は米と並ぶ主要食糧でありますので、国は一元的に管理する仕組みとなっております。ただ、米と麦の決定的な違いは、米の場合は、国内産でほぼ100%自給できる状況にあります。一方、麦は逆に輸入麦が需要の大半を占めています。このため安定供給を図るという観点から、国家貿易を行っているところです。例えば、最近では、豪州の干ばつにより、プライム・ハードという小麦が大不作となり、輸入量がほとんどないという状況になったのですが、国が代替品としてアメリカの関係者と協議してDNSという小麦を必要量確保したところです。また、オーストラリアではAWBが一元的に国家貿易で輸出を行っていたのですが、国対国の関係を活かして、大不作の中でもASWの必要量を確保したところです。また、カナダもCWBというシングルデスクが輸出を行っており、年間の供給量などについて、協議を行っているところです。この辺りについても、次回以降、資料を整理して御説明したいと思います。

(大木委員) 国家貿易についてが、全く分からないんですけど。関税ってどうなるんですか。関税ってかかるんですか。かからないんですか。

(梶島食糧貿易課長) 関税見合いのものとして、今、申しあげましたマークアップがあります。関税というのは一般財源になってしまうのですが、マークアップという形で、このお金が消費者にご負担いただいて、輸入の時の関税ではなくて、売渡しの時にマークアップを乗せますんで、関税の代わりに、消費者の皆さんにご負担いただくマークアップを取って、その負担分で国内の生産者に支援するという、つまりパンを食べていると、その一部が国内生産者の支援になっていると、こういう仕組みです。

(大木委員) 国内産の麦は高いですね。それを差額を少なくするととってもいいで

すか。

(梶島食糧貿易課長) はい、そうですね。実際に、国内産の生産費というのは、かなり高こうございまして、そこはもう、外国産麦は、圧倒的な面積の広さ、生産性の高さがございまして。生産コストは高こうございしますが、実際には経営所得安定対策という形で、一定の補填をさせて頂いています。国内産麦の取引は、実際は、資料でいうところの5ページに民間流通という矢印がございしますが、この部分の価格というのは、入札で決まっています。ざっくりとって恐縮なんですけど、外国産麦の売渡価格に比べて、特にA S Wと競合するわけがございしますが、だいたい8割位の水準、つまり安い水準で取引されております。

(大木委員) そこも分からないと、というのが一般の消費者だろうと思います。直接、ここで、仮定で何%安くなりますよと言われても、大まかなところが、そういうところが、なかなか情報として今までも、ここで教えて頂いたら分かりますけど、情報としては見えてきてないというのが、正直なところなんですね。業者間のとか、皆さん、直接取引する方はそれでよろしいんでしょうけど、一般の人もやっぱりこれを考えなきゃと思った時に、そこからは分からないということだけご理解頂きたい。

(梶島食糧貿易課長) おっしゃるとおり、公開の検討の場でございますし、多くの方がホームページ等でご覧頂くかもしれませんので、そうした資料を次回以降、整理して示させて頂きたいと思います。

(大木委員) よろしくお願いします。

(林座長) 交付金は、砂糖の価格をちょっと、委員会に大木委員も出ておられますが、砂糖の場合は、マークアップとはちょっと違う仕組みなんですけどね。やはり外国から入ってきた、精製した精製糖は今に入れてないんですけど、原料糖を入れて、原料糖の価格への上乗せ部分で、国内のさとうきび農家あるいはビート農家を補填するという、そういう仕組みです。考え方としては、なるべく自給率を高めるために、国内の農家に実際に麦を消費する人がある程度出すというものですが、一般財源からも投入されているんですよね。どれだけの比率ですか？。一般財源とマークアップは。

(梶島食糧貿易課長) それは、マークアップの取れ方によって違いますので、年によってかなり違います。

(林座長) 年によって違いますか。そうですね。いずれにしても考え方は、私の理解

する限りこういうやり方をしなければいけないのは、国内の麦作農家をいかに支援していくかということであろうと理解しているのですが、そういうことでよろしいですね。

(梶島食糧貿易課長) それとともに、加倉井委員がおっしゃったような、今後、将来を睨んだ、国内構造、制度転換を含めた小麦関連企業全体が需要行動を持つような仕組みにしていかなければ、そういった視点でご議論して頂ければと思います。

(林座長) 今回ですね、一人の委員として、SBSの良さと、今の基本的な一般輸入方式ですよ、これは確かに安定供給ということ考えたときに、過去8ヶ月間というのを加重平均して、そうすると実際、その瞬間の相場からはずれると思うんですが、それはメリット、デメリットがあると思うんです。だから、ついこの間まで、これは今もこれでやっている訳ですが、そういう8ヶ月間で加重平均した方がいい、メリットがあるという考え方が一つにあって、しかしそれだけじゃ足りないからSBSもやってみようということになったんだらうと、そういうふうに理解してよろしいですか。加倉井さん、加重平均するということはですね、その瞬間瞬間の相場とずれるのは当たり前なんです。でも、それはそれなりの安定的な意味があるからやったんじゃないかと、そのように理解している。

(柴田委員) 激変緩和策ですね。役割としては、市場に連動させるというのを折衷した部分が8ヶ月という、こんな理解でよろしいですね。

(林座長) あと、連動もしながら、しかし一緒にないと。

(加倉井委員) だから、おっしゃるとおり、こういうふうなものだったら(比較的、緩やかな変動の相場で、相場と平均値が同じように上下するものなら)、これでぴったりな訳ですよ。プラスとマイナスできれいになるから。だけど、そうでなくて、こうなってこうなると(最近の相場のように変動が大きくなると、相場と平均値の動きが)、いつも違うという感じだけが強く見えてしまう。

(林座長) 平均値を置かなきゃいけないところに、あんまり大きく変動しちゃうと、相場と平均の動きがかけ離れてしまうと。

(梶島食糧貿易課長) 日本アルプスみたいに、がたがたになっているところを均すイメージと、富士山みたいに単独の大きな山を均すのとはだいぶ様子が違うということではないかなと思いますが、それも含めて、まさに未曾有の穀物価格の高騰という実体験をしたわけですので、実体験が国民感覚とか、実態として流れている企業の方々に対してどういう影響を与え、ルールの見直しがどういう形で影響

していくのかも含め、ご議論頂いた上でベストのルールを決めて頂く、そういった運びになっていくのかなと思っております。そこをお願いしたいと思います。

(林座長) 来週から早速やって頂く訳ですが、その前にお聞きしたいのですが、4から5ページに、製粉、醤油、菓子メーカーなど沢山おられる訳ですが、大きな企業さんから小さい企業さんまでおられる訳ですが、SBSでありがたいと、こっちの方がいいんだよとおっしゃる方と、そうじゃなくて、もうすこし激変緩和の今的一般の方がいいとおっしゃる方と、どんな分布になっていると予想しますか。

(梶島食糧貿易課長) それはせつかくですから、そういった方々からヒアリングの機会を頂いてますので、直接お伺いして頂くのがいいかと思いますが、一般論として申し上げれば、大きな企業の方々はそれなりの情報量、資金、あるいはそもそも使う量が多いので、例えば2万トンの船で持ってくるということが出来る可能性がございます。ですが、中小の企業の方は、やはりコンテナが中心になってしまう、数百トンベースでしかなかなか輸入できない、あるいは中途半端な量なんで、どなたか大手の企業さんと連携しないとまく輸入できないといったところが実務の面であるのかもしれませんが。ただ、他のものも、今のプライムハードにしても、デュラムにしても、こういうやり方でやっておりますので、物理的にできないということはない。ただ、思惑とかあるいは業種・業態によっても違うのではないかなと、そこは私どもも、実際に聞いてみないと分からないです。

(柴田委員) まさに、ここにある5ページの部分で、これからヒアリングするのですが、政府売渡価格のところから波及していく訳ですよね。末端消費者のところまで。そうするとき、価格が上がる下がるにしてもですね、厳密にルール化した場合に、1%下がるとか3%下がるとか、こういう風な話になった場合に、消費者側の心理とか、あるいはパン・菓子メーカーさんの原料仕入れ側の心理とか、下がるんだなという意味だけ、期待が先行する。そうすると、1%、3%ではとても済まない、波及するにしたがって下げ圧力が5%、10%という姿になってしまうかもしれないし、その辺のところまで含めて、価格の設定ができたらと。10%刻みでやるのか、もっと細かな刻みが必要なのか。そんなところも検討の対象となるのでしょうか。

(梶島食糧貿易課長) なっていいと思います。実際に算定上出てくるものですから。どう、ルール化するかということはご検討頂かないといけないと思います。

(柴田委員) 先程の3ヶ月前から8ヶ月遡ると、この3ヶ月の部分は準備期間だと言われましたけれども、小刻みな価格の変動というのは、準備期間にしるコストがかなり上がってしまってますね、対応できないのかなという気もするんですけどね。

1%、2%、3%とかですね。こういう風な変動に対しては、価格の交渉にかなりの力こぶが必要になってくるだろうし、そうしますと、もうちょっとなめらかに、価格の設定を、変動のあり方を、なめらかと言うのは丸めた格好にですね、こういうのも必要になってくるのではないかと。ヒアリングで聞いてみないといけないですけど。

(加倉井委員) 小麦を500万t買っているわけですが、今どうなのか知りませんが、家畜の餌が上がると、ふすまの部分を多くして、粉を少なくしてと、いろんな操作をするんだけど、500万tで人間が食べているのと、家畜に食べさせているのとどんな割合ですか。ふすまは100万t? もっとある?

(事務局) 製粉歩留まりが、8割ぐらいですから、、、。

(加倉井委員) 8割とすれば、やっぱり100万tくらいはふすまとして家畜の餌に回っているということですね。

それと後は提案ですけれども、世界的な穀物価格の激変の影響を緩和をするには、ここに出てない方法もいくつかあって、一つは先物取引、ヘッジです。ヘッジというのは、先物取引というと日本人は投機だと、確かに投機の面が非常に大きいことがあるのだけれども、片方でヘッジの面もあるんですよ。ですからそれは、どう考えるのか。もう一つは、日本のように外国に非常に依存度が高い国は、安定のためには長期契約という形もあると思うんですけど、それは世界中ではやってるんです。まあ国によるけれども、それで損したり得したりするから。それで例えば損したら、食糧貿易課長の立場がないとかいろいろあるかもしれないけれども、それにしてもですね、安定ということだけで言えば、そういう点もあるんですよ。だから、そういうのも考えるのか。昔、失敗したことがあるとか、砂糖で大損したとかいうのがあって、それ以来やらないんだけど、しかし、そういうのも考えていい時代ではないかとそう思います。

(林座長) それは恐らく、この検討会の使命を少し超えているものと思いますが、そういうものも出てきてよろしいわけですよ。

(梶島食糧貿易課長) もちろん議論していただいて。ただ、相場を反映したルールという見方からすると、量にのみ着目した考え方というのは、逆に相場と離れた事象を生み出すというふうに、瞬間的に今、頭を過ったのですが。あくまでも相場をより反映した、今以上に反映したものにしていくことが目的でございますけれども、その範囲内でご議論いただければ、より論点が明確になってくるのではないかなと思います。議論そのものは幅広く行っていただきたいと思います。

(林座長) 長期契約というのは、食料安全保障的な意味合いの強い話ですよ。ただその内国家としてやっていくのは、、、。

(加倉井委員) その辺の兼ね合いですよ。だって前は1年に一回だったんですよ、売渡価格は。

(林座長) それを柔軟化したわけですからけれども・・・

(加倉井委員) 柔軟化したわけでしょ。さらにやると自由になっちゃいます。その過程で、政府がコントロールしながらも、どの程度のものになるかという話ですよ。柴田さんがいらっしゃるからお分かりなんですけれども、契約という言葉の意味が、自由と民主主義の国ではすごく違いましてね、契約ってすごく重いんですよ。だから例えば有名なのは、ロシアが、アメリカから穀物をたくさん買ってたんですよ昔ね、そのときにアフガニスタンに侵入したんで、エンバーゴというのをやったんですよ。エンバーゴをやったけど、それは、一般的にはエンバーゴで輸出が止まったということだけれども、実は止まってないんです。契約した分はアメリカが輸出してるんです、ちゃんと。ロシアはちゃんと輸入してるんです、契約した分。それを超える分と契約に書いてある分を止めたわけです。厳密にいうとエンバーゴというのはそういうものです。そういうのは面倒くさいので言わないだけであって、だから契約というのはものすごく重いことで、これは、自分の国も確かに辛いけれども、相手も辛いんですよ、場合によっては。だからそういうのも含めて、私は国が第1に何をやるかというのは、食の安全保障だと思うんですよ。パスタが食べなくても食えても、それはそれで、ファッションとしてみたいなものでは、無理なのかもしれないが、何が問題かということと国民が食べるか食べないかということであって、そういう意味では、国がとにかく激変緩和をやるという、年1回か2回かはともかく、激変緩和して生活対策をもっとやろうというのなら、そういう事も考えた方がいいんじゃないかという気がします。

(大木委員) SBS方式というのは安定供給のためにという話でしたよね、国内産の麦とは競合はしないんですか。

(梶島食糧貿易課長) 日本ではデュラム小麦とかプライム・ハードはそもそも生産できないんですよ。麦の用途については、先ほども申し上げましたが、うどんのようなものは、外国産と国内産の用途が競合しているのかなと思います。

(大木委員) 競合するかどうかってことでは、少しは競合するものもあるということですね。

(林座長) もっと言えばですね、この薄力粉のところ、カステラとかケーキとか、何とか米粉で作れないかと農水省は頑張っておられてですね、小麦ではなくて、米でと。そういう面では競合してますよ、将来的に。

(梶島食糧貿易課長) ですから、その範囲をどうするのかといったご議論も踏まえ、ご議論いただければと思います。

(林座長) もう少し時間はありますが、今後の議論の進め方については事務局から。

(梶島食糧貿易課長) 今後の議論の進め方といたしましては、年内に関係業界から、ルールの変更、改定に関する考えなりを、直接委員の皆さんから聞いていただければと考えております。年内に製粉さん、即席麺などやっておられる方々、それからパン、それにとどまらず、町のラーメン屋さん、パン屋さんという消費者の身近な方に可能な限りお越しいただければと考えておりました、次回、恐縮でございますが、12月4日の午前中で時間を調整させていただいているところでございます。それぞれ業界の方々の都合もございますので、タイトで恐縮でございますが、次回12月4日で設定させていただければと思っております。

(加倉井委員) ちょっと一つ、事務局にお願いがあります。一つは、資料で西暦と平成と両方別々に使っておられるので、出来たら両方使うか、一つに統一するかしていただきたいのが一つ。もう一つは、ブッシュェルとトンと一緒に使っているが、これもですね、両方使うか、どちらか一つに統一していただかないと、頭の中で一所懸命、計算しないとならない。申し訳ないけど、出来たらそういうふうに。

(梶島食糧貿易課長) わかりました。それでは、先ほど大木委員からいくつか言われました資料については、次回以降出来たところからお示しをしたいと思います。基本は関係者の皆様方からのヒアリングをベースにさせていただければと思います。なお、製粉企業につきましては、他の業界と一緒に十分説明しにくいというご要望がございまして、是非とも個別に対応させてほしいということでございましたので、製粉企業のみでのヒアリングをさせていただきます、それ以外につきましては、先ほど申し上げました加工メーカーさんと町のパン屋さん、麺屋さんなどを組み合わせ、それぞれお越しいただき、いろいろ御意見なり、実情なり聞いていただき、その上で検討いただければと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

(林座長) 製粉企業の方々がここでお話下さる時も完全に公開ということですから、他の業界の方々が傍聴で来られているということは当然想定されているわけですよ。

(梶島食糧貿易課長) はい、製粉企業の方々も御承知だと思います。

(林座長) それでも、その方がいいとおっしゃっている訳ですね。だったらそうしましょう。

(梶島食糧貿易課長) 年末に向かって大変お忙しいところでございますが、是非ご出席いただきまして、活発なご議論をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(林座長) それでは、このような緊急な課題でもありますので、毎週やられるということでございますが、私、12月15日の週から外国出張を予定しておりまして、申し訳ありませんけれども、議事進行を他の委員の方に代わっていただくことが1回はあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

閉 会

(梶島食糧貿易課長) それでは、以上を持ちまして本日の検討会を終了いたします。どうもありがとうございました。